(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月十七日

(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年四月十七日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

その関係図面は、令和八年四月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)	道路の種類	一般国道
(二)	路線名	十号
(三)	占用を制限する区域	区域
		備考
臼杵市野津町大字野津市字白山二〇五四番一から同市野津町大字野津市字上二三四〇番一まで		
(四)	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)	占用の制限の開始の期日	令和八年四月十八日
(七)	図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

静岡労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃（令和５年静岡労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年４月17日　　静岡労働局長　國分　一行

１　適用する家内労働者　静岡県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業務	内容	規格	金額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。	15センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき　45銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき　54銭
		50センチメートルを超え２メートル以下の電線について行うもの	１本につき　62銭
		２メートルを超える電線について行うもの	１本につき　76銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき　32銭
		15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	１本につき　67銭
		50センチメートルを超え１メートル以下のチューブについて行うもの	１本につき　76銭
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせることをいう。		１個につき　57銭

（注）「カプラー差し」は端子１本について、「チューブ通し」はチューブ１本についての金額をいう。

４　効力発生の日　令和８年５月17日

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和八年四月十七日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　地図及び簿冊の名称

令和七年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和七年度効率的手法導入推進基本調査簿案

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　埼玉県日高市の１部

三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。）

四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで

五　閲覧場所　次表のとおり

第１項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
埼玉県日高市	東京都千代田区霞が関二丁目１番三号 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 内　電話　〇三（五二五三）八三八三

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。

七　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。